

令和4年第6回野辺地町議会

定例会会議録

招集年月日 令和4年12月7日(水)

招集場所 野辺地町議会会議場

開会(開議) 令和4年12月9日(金)午前9時30分

出席議員(11名)

| | | | |
|-----|------|-----|------|
| 1番 | 高田光雄 | 2番 | 江渡正樹 |
| 3番 | 中谷謙一 | 4番 | 古林輝信 |
| 5番 | 野坂充 | 6番 | 岡山義廣 |
| 7番 | 高沢陽子 | 8番 | 杉山福行 |
| 9番 | 戸澤栄 | 10番 | 大湊敏行 |
| 11番 | 赤垣義憲 | | |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

| | | |
|----|---|----------------|
| 町 | 長 | 野村秀雄 |
| 副町 | 長 | 江刺家和夫 |
| 教 | 育 | 長 新渡幹夫 |
| 総 | 務 | 課 長 山田勇一 |
| 企 | 画 | 財 政 課 長 秋島祐成 |
| 防 | 災 | 管 財 課 長 西館峰夫 |
| 産 | 業 | 振 興 課 長 長根一彦 |
| 税 | 務 | 課 長 高山幸人 |
| 町 | 民 | 課 長 上野義孝 |
| 介 | 護 | ・ 福 祉 課 長 飯田貴子 |

| | | |
|--------------------------------------|-----------|---|
| 健康づくり課長 | 木 明 | 修 |
| 建設水道課長 | 瀧 澤 | 誠 |
| 会計管理者 | 小 野 早 苗 | |
| 学校教育課長 兼学校給食共同調理場所長 | 富 吉 卓 弥 | |
| 学校教育課指導室長 | 中 野 良 喜 | |
| 社会教育・スポーツ課長兼中央公民館長 兼図書館長兼歴史民俗資料館長 | 五 十 嵐 洋 介 | |
| 代表監査委員 | 蛭 名 進 一 | |
| 総務課長補佐 | 田 中 利 実 | |
| 総務課行政担当 | 二 木 文 弥 | |

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

| | |
|---------|---------|
| 議会事務局長 | 玉 山 順 一 |
| 議会事務局主幹 | 濱 中 太 一 |

議事日程（第3号）

日程第1 議案審議

- 1、議案第64号 令和4年度野辺地町一般会計補正予算(第8号)
- 2、議案第65号 令和4年度野辺地町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 3、議案第66号 令和4年度野辺地町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 4、議案第67号 令和4年度野辺地町水道事業特別会計補正予算(第5号)
- 5、議案第68号 野辺地町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案
- 6、議案第69号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案
- 7、議案第70号 野辺地町消防団条例の一部を改正する条例案
- 8、議案第71号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について
- 9、議案第72号 財産の処分の件

日程第2 閉会

町長の提出議案 な し

議会の提出議案 な し

会議に付した議案

- 議案第64号 令和4年度野辺地町一般会計補正予算(第8号)
- 議案第65号 令和4年度野辺地町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 議案第66号 令和4年度野辺地町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 議案第67号 令和4年度野辺地町水道事業特別会計補正予算(第5号)
- 議案第68号 野辺地町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第69号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案
- 議案第70号 野辺地町消防団条例の一部を改正する条例案

議案第71号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結につ
いて

議案第72号 財産の処分の件

◎開議の宣告

○議長（戸澤 栄君） これより本日の会議を開きます。

（午前 9時29分）

◎答弁の保留分について

○議長（戸澤 栄君） 審議に入る前に、昨日の一般質問において、10番、大湊議員の質問に対し、答弁漏れがありましたので、総務課長から答弁させます。

はい、総務課長。

○総務課長（山田勇一君） おはようございます。昨日の一般質問の際に保留しておりました定年引上げに係る給与費の件につきまして回答いたします。

60歳に到達した職員が定年を迎える前に離職をするのか、あるいは離職しないで残ったとしても、元のような任用を選択するのか、今現在不確定でありますので、あくまでも仮定の話ということで申し上げます。

定年を段階的に引上げた後、令和5年度から14年度までに60歳を迎える職員の人数は、現時点で20人であります。仮にその20人全員が定年を迎えるまで離職しないで、そのまま常勤の一般職員で任用となった場合、その職員に係る各年度の給与費を見ますと、一番多い年度は令和10年度となりまして、その金額は約7,800万円ほど見込まれます。

また、現在の給与費総額との比較であります。結果から申しますと、ほぼ横ばいで推移するものと思われ。その理由であります。60歳到達職員は給与費が原則7割措置となりますので、その減額分で新採用職員に係る給与費をほぼ補えるということになります。

また、定年まで常勤で任用となった場合は、人員管理上職員定数内に含まれますので、新採用職員の採用をある程度調整することになります。その結果、全体的な職員数に大きな変動は生じないものと見込まれますので、退職者数及び採用者数だけを見ますと、全体の職員の給与費の総額につきましては、年度ごとにばらつきはありますが、ほぼ横ばいで推移するものと見込まれております。以上となります。

◎議案審議

○議長（戸澤 栄君） 日程第1、議案審議を行います。

議案第64号 令和4年度野辺地町一般会計補正予算(第8号)を議題とします。

歳入歳出予算補正の主なる項目及び第2表、債務負担行為補正、第3表、地方債補正について副町長から説明を求めます。

はい、副町長。

○副町長（江刺家夫君） おはようございます。議案第64号は、令和4年度野辺地町一般会計補正予算（第8号）であります。お手元の別冊予算書でご説明を申し上げます。

既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,400万円を追加し、予算の総額を79億7,600万円いたしました。

まず、歳入についてご説明を申し上げます。予算書の10ページをお願いします。1款町税は、1項の町民税と2項の固定資産税及び3項の軽自動車税の総額で2,860万円を増額いたしました。

12款分担金及び負担金、2項1目1節老人福祉費負担金は、施設入所措置に係る個人負担分で20万3,000円を増額いたしました。

11ページに参りまして、13款使用料及び手数料、1項5目商工使用料、1節観光物産PRセンター使用料は、決算見込みにより総額12万5,000円を増額いたしました。

14款国庫支出金、1項2目衛生費国庫負担金、1節保健衛生費負担金は、新型コロナウイルスワクチン接種費用として2,911万7,000円を増額いたしました。

2項1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金は、個人番号カードの交付及びマイナポイント申込み支援に係るもので、総額112万3,000円を増額いたしました。

5節安心安全まちづくり対策費補助金の空き家対策総合支援事業費は、決算見込みにより50万円を減額いたしました。

2目民生費国庫補助金、3節社会福祉費補助金は、決算見込みにより総額で2,162万2,000円を減額いたしました。

12ページをお願いいたします。3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金は、新型コロナウイルスワクチン接種に係る事務費として1,312万1,000円を増額いたしました。

6目教育費国庫補助金、3節教育費補助金は、小中学校での新型コロナウイルス感染症対策に対する国庫補助で11万9,000円を増額しております。二酸化炭素濃度計の購入に活用することとしております。

下段の15款県支出金、2項1目総務費県補助金、2節電源立地地域対策交付金は、交付見込みにより総額282万5,000円を増額いたしました。なお、今年度の事業に充て切れない分を来年度の事業に充てるため、一部を基金に積み立てることとしております。

2目民生費県補助金、1節社会福祉総務費補助金は、生活困窮者に対する原油価格・物価高騰対策事業に係る補助金で86万4,000円を増額いたしました。

4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金は、経営所得安定対策に対する補助金で176万9,000円を増額いたしました。

13ページに参りまして、中段の16款財産収入、2項1目1節不動産売払収入は、新庁舎建設地が

本町に決定したことに伴い、新町町有地を売却するものであり、1億836万8,000円を計上いたしました。

17款寄附金、1項2目1節指定寄附金は、ふるさと納税が9件、その他指定寄附金が5件、総額で910万2,000円のご寄附がありました。寄附の目的に沿った基金に積み立てて活用させていただきます。

14ページをお願いいたします。18款繰入金、2項6目1節ふるさとづくり基金繰入金は、寄附金を積み立てたものの中から寄附の目的に沿って小中学校の図書購入費用に充てるため、30万円を増額いたしました。

20款諸収入、5項3目2節の雑入では、北部上北広域事務組合の令和3年度決算による負担金の精算金を1,517万2,000円、同組合の医師修学資金貸付金に係る返還金を179万1,000円それぞれ追加しております。そのほか産直施設使用者からの光熱水費実費相当分として、70万円を増額しております。

21款町債、1項6目1節商工債のスキー場改修事業は、アルペン計算ハウス外部塗装工事の実施を見送ることとしたため、150万円を減額いたしました。

7目1節道路橋りょう債は、事業費の確定により630万円を減額いたします。

以上、歳入予算の概要であります。

続いて、歳出の主なるものについてご説明申し上げますが、まず歳出予算全般にわたりまして、光熱水費及び燃料費等の単価上昇によるものと単に決算見込みにより減額するものについては、各項目における説明は割愛させていただきます。なお、参考まで、光熱水費の総額は約820万円の増額、燃料費は約87万円の増額となっております。

それでは、15ページをお願いいたします。2款総務費、1項1目一般管理費の7節報償費から12節の委託料までは、ふるさと納税に係る返礼品等の関連経費ではありますが、当初想定していた申込み件数よりも多くなる見込みであることから、総額75万円を増額しております。

9目電子計算機管理費、12節委託料のシステム改修業務は、令和5年度に実施する地方財政状況調査の追加項目に対応するためのもので、85万8,000円を増額いたしました。

3項1目戸籍住民基本台帳費、10節需用費の消耗品費は、マイナンバーカード普及促進のため出張申請サービスを行うもので、18万4,000円を増額いたしました。

16ページをお願いいたします。4項3目県議会議員一般選挙費の1節報酬と4節共済費は、令和5年4月に行われる県議会議員一般選挙に向け、今年度から継続して会計年度職員を任用するもので、総額9万2,000円を増額いたしました。

12節委託料の掲示場設置等業務は、選挙用ポスター掲示場に係る木材価格が高騰していることから、16万5,000円を増額いたしました。

下段の7項3目防災諸費、10節需用費の修繕料は、防災無線に係る緊急的な修繕が発生し、予算の不足が見込まれることから22万円を増額いたします。

17ページ、続きまして中段の3款民生費、1項1目社会福祉総務費の11節役務費と19節の扶助費は、原油価格・物価高騰対策として、65歳以上の高齢者のみの非課税世帯に対する燃料費助成事業ですが、事業の実施方法の変更等により13万4,000円を増額いたしました。

27節繰出金は、国民健康保険事業特別会計への繰出金で129万7,000円を増額いたしました。

2目後期高齢者医療対策費、18節負担金、補助及び交付金は、広域連合共通経費及び医療療養給付費に係る負担金で、総額299万2,000円を増額いたしました。

3目介護保険対策費、27節繰出金は、介護保険事業特別会計の繰出金で、総額860万円を増額しております。

18ページをお願いいたします。4目老人福祉費、19節扶助費は、一時的に保護が必要な高齢者を養護老人ホームへ入所措置するもので、54万4,000円を増額いたしました。

中段の7目障害福祉対策費、11節役務費と19節の扶助費は、障害児サービス利用者及び交通費助成金申請者が当初想定よりも多くなる見込みであることから、総額26万1,000円を増額いたしました。

19ページに参りまして、2項1目児童福祉総務費、22節償還金、利子及び割引料は、国庫補助金の令和3年度分の精算に係る返還金で、総額774万円を増額いたしました。

2目児童保育費、19節扶助費の施設等利用給付費は、預かり保育事業の利用者が当初想定よりも多いことから7万8,000円を増額いたしました。

4款衛生費、1項1目保健衛生総務費、3節職員手当等の時間外勤務手当は、新型コロナウイルスワクチン接種業務の期間延長に伴うもので、45万6,000円を増額いたしました。

2目予防費、22節償還金、利子及び割引料は、国庫負担金及び補助金の令和3年度分の精算に係る返還金で、総額で1,405万5,000円を増額いたしました。

4目健康増進センター費、10節需用費の修繕料62万1,000円は、燃料タンク液面指示計やエアコンのベルト交換等に係る修繕費用であります。

20ページをお願いいたします。6目新型コロナウイルス感染症対策費はワクチン接種に係るもので、国から実施期間の延長や対象者を拡充する方針が示されたことから各経費を追加するもので、総額で4,188万9,000円を増額いたしました。

21ページに参りまして、2項1目清掃総務費、18節負担金、補助及び交付金は、下北地域広域行政事務組合への負担金で、むつ衛生センターに係る電気料金の単価高騰によるもので、507万4,000円を増額いたしました。

5款労働費、1項1目勤労青少年ホーム運営費、10節需用費の修繕料13万7,000円は、トイレ照明

機器等の修繕費用であります。

6 款農林水産業費、1 項 3 目農業振興費、18 節負担金、補助及び交付金の町農業再生協議会への補助金は、国で進める電子申請システムに水田台帳データを移行し、活用するためのもので、176 万 9,000 円を増額いたしました。これは、全額国費が充てられます。また、野辺地町農業振興事業は、8 月の記録的な大雨により被害のあった農家への支援として、肥料購入費用を助成するためのもので、100 万円を増額いたしました。

22 ページをお願いいたします。下段の 7 款商工費、1 項 1 目商工総務費は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の財源補正であります。

3 目スキー場費は、歳入でご説明いたしましたスキー場改修事業に係る地方債の財源補正であります。

23 ページに参りまして、8 款土木費、2 項 1 目道路橋りょう総務費、10 節需用費の修繕料は、想定していた街路灯の基数よりも多くなる見込みであることから、不足分の 24 万円を増額いたしました。

2 目道路新設改良費、10 節需用費の修繕料 120 万円は、緊急対応が必要な箇所及び雪解け後の道路破損箇所を修繕するものであります。

3 目除雪対策費、10 節需用費の修繕料は、除雪重機の点検等に係る費用の増加によるもので、346 万 7,000 円を増額しております。

下段の 9 款消防費、1 項 2 目非常備消防費、1 節報酬は、消防団員の処遇改善等に係るもので、459 万 1,000 円を増額いたしました。これは、昨年度消防庁から消防団員の処遇改善等について通知があり、上十三区域内の市町村で協議した結果、国の基準を満たす金額に増額することとしたものであります。

10 節需用費の消耗品費は、消防団員の階級変更のほか、女性団員の入団などにより制服及び装備品等を購入するもので、33 万 8,000 円を増額いたしました。

24 ページをお願いいたします。10 節需用費の修繕料 47 万 7,000 円は、消防団の車両や雨どいを修繕するものであります。

次に、10 款教育費、1 項 2 目事務局費、10 節需用費の修繕料は、校外学習等で使用していたスクールバスを来年度から馬門地区のスクールバスとして利用するため、点検及び不具合箇所を修繕するもので、19 万 4,000 円を増額いたしました。

2 項 1 目野辺地小学校費から、次の 25 ページに参りまして、3 項 1 目野辺地中学校費まで計上しております 17 節の備品購入費の図書ですが、ご寄附のあったものを活用し、購入するものであります。また、二酸化炭素濃度計の購入は国庫補助を活用し、小中学校の感染防止対策を行うものであります。

2目教育振興費、18節負担金、補助及び交付金の大会派遣費は、ハンドボールスポーツ少年団が全国大会へ参加するほか、中学校スキー部の活躍が見込まれることから、200万円を増額いたしました。

3目学校施設費、10節需用費の修繕料は、野辺地中学校の外灯を修繕するもので、28万5,000円を増額いたしました。

下段の4項7目歴史民俗資料館費、10節需用費の印刷製本費は、7月から開始しました御城印の販売が好調であり、増刷等をするもので、7万9,000円を増額いたしました。

26ページをお願いいたします。5項3目体育館費、10節需用費の修繕料は、競技会場の環境整備に係るもので、41万5,000円を増額いたしました。

下段の12款公債費、1項1目元金と2目の利子は、利率見直しや令和3年度債の借入条件の確定などによる増減で、総額131万3,000円を減額しております。

27ページに参りまして、13款諸支出金、1項4目文化財保護基金費と5目ふるさとづくり基金費は、指定寄附金及びふるさと納税でいただいたものを積立いたします。

6目公共施設整備基金費は、公共施設の整備に備え、積み立てるもので、8,900万円を増額いたしました。

7目役場庁舎建設基金費は、電源立地地域対策交付金の交付限度額が示されたほか、町民応援事業の精算分等を積み立てるもので、140万円を増額いたしました。

11目電源立地地域対策基金費は、電源立地地域対策交付金充当事業である健康づくり推進事業において一部充当し切れなかった分を積立てし、翌年度事業に充当するためのもので、300万円を増額いたしました。

以上が歳入の概要であります。

続いて、予算書の6ページにお戻り願います。6ページは、第2表、債務負担行為補正であります。令和5年度当初から業務を開始する必要があり、令和4年度中に契約行為を終了し、滞りなく業務を進めるため、広報のへじ印刷製本業務等13件を設定いたしました。

7ページをお願いいたします。第3表、地方債補正であります。廃止が1件、限度額の変更が1件であります。歳入でご説明いたしましたとおり、地方債充当事業の精査及び事業費の確定により、補正するものであります。

なお、起債の方法、利率については変更ございません。

以上、令和4年度野辺地町一般会計補正予算（第8号）の概要であります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（戸澤 栄君） 初めに、歳入一括で質疑を行います。ページ数を言ってから質疑をお願いします。

5番、野坂 充君。

○5番（野坂 充君） 13ページ、不動産売払収入の新町の土地なのですが、この土地の売却、この前の臨時議会で初めて私らに示されたのですが、その前に議会に諮るべきだったとは、町長、思いませんか。

○議長（戸澤 栄君） はい。

○防災管財課長（西館峰夫君） お答えいたします。

今回議案として諮るべき時期になったと考えております。9月22日にこちらを買い取る意向が示されまして、それで先方と交渉した結果、売却の方向となりましたので、前回の全員協議会、11月29日のときに説明して、直近の今回の12月議会に議案として上げさせていただいております。

○議長（戸澤 栄君） 5番、野坂 充君。

○5番（野坂 充君） 私は、管財課長からは聞いているのでないのです。町長、どうなのですか。議員に説明するべきだとは、町長、思いませんでしたか。

○議長（戸澤 栄君） はい、町長。

○町長（野村秀雄君） それで、この間の全員協議会でご説明申し上げました。それまでは、内々の話でございますので、まだご説明する段階ではなかったということでございます。

○議長（戸澤 栄君） 5番、野坂 充君。

○5番（野坂 充君） この新町の土地の利活用について議員と協議するとか、そういう気持ちはなかったのですか、町長。

○議長（戸澤 栄君） はい、町長。

○町長（野村秀雄君） 利活用の方向が決まっていなかったということもあります。あとは、万が一売払いをこのようにするというときに、前田さんのご意向があるということも契約書上、変なところに売ることができないということの足かせがありましたので、それで前田さんから申入れがあったということでございますので、それをお受けしたということになります。

○議長（戸澤 栄君） 5番、野坂 充君。

○5番（野坂 充君） 足かせとかそういうことでなく、私先月の29日の全協でも言ったのですが、町の活性化のため、少子高齢化のために何かの事業をやらないと、このままでは野辺地町なくなりますよということです。議会と協議しながら町を進めていくというのが町長の立場でないですか。その辺、どう考えていますか。

○議長（戸澤 栄君） はい、町長。

○町長（野村秀雄君） 11月29日に議員おっしゃったということなのですが、そのときはもうほぼ状態としては決まっていると、長い間の交渉がございましたので、ありました。それで、そのようなご意向があるということは、そんなにお話いただいているので、私の考えとしては、あ

そこを福祉とかそういうのに使おうという考えはございませんでした。

○議長（戸澤 栄君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） すみません。多分やり取りの途中だと思うのですが、13ページの土地売却売払収入の1億800万円余りが計上されておりますけれども、この歳入、金額は、歳出のどの部分に充てるのかをお聞かせください。

○議長（戸澤 栄君） 防災管財課長。

○防災管財課長（西館峰夫君） お答えいたします。

歳入で一般財源として取り扱われますので、この予算書上は特にどこに充てるということはございません。ただ、財源調整の中で、種々の基金のほうへ財政のほうで調整したとは聞いております。

○議長（戸澤 栄君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 一般財源に入ってしまうと色がつかないので、どこに行っても不思議はないのですが、やはり公共施設整備基金積立金に8,900万円計上されているので、恐らくここには大部分行っているのかなと思いますけれども、要はどこに行くか分からないお金ですけれども、役場庁舎の用地として購入したこの土地、購入するときは役場建設のための基金から捻出して、土地購入時には支払ったと思います。令和3年度の補正予算で、財政調整基金から役場建設基金に繰入れされていると。財調から庁舎建設基金に戻しているという形になっているのですが、そうなれば今回の売却の歳入、収入1億800万円余りというのは、もともと出てきた財調に戻すべきではないかと思うのですが、いかがですか。

○議長（戸澤 栄君） 課長、答弁。

○企画財政課長（秋島祐成君） 財政調整基金というのは、ご承知のように年度間の財源調整のために使ったりとか、いわゆる一般財源のように使うような基金でございますので、このたび庁舎建設基金に積み戻すために使ったという事実はございますが、あくまで一般財源でございますので、必ずしも戻さなくてもよろしいかと考えます。

○議長（戸澤 栄君） 5番、野坂 充君。

○5番（野坂 充君） さっきの話にまたちょっと戻るのですが、町長、役場庁舎建設用地だということで、また前田さん側に買い戻していただくという話なのですが、それは交渉次第で何とでもなると思うのですが、町でどうしても必要だ、少子高齢化対策のためにその土地を活用するという、そういう手も十分考えられると思うのですが、町長、このまま何の事業もやらないで、それを買い戻してもらっただけで人口減少の対策になると思いますか。その辺、人口減少対策のために活用しようという、町長、気持ちありませんか、どうですか。

○議長（戸澤 栄君） 町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） 新町用地と人口減少の対策とは連動しないと思いますので、お答えはでき

ません。

○議長（戸澤 栄君） 野坂君、同じ質問もずっと続いているから、簡潔にお願いします。要点を捉まえて。

○5番（野坂 充君） 要点しゃべっているだろう。何言っている。

私は、人口減少のために何かやってくださいということを行っているのです。何の事業もやらないで、今野村町政1期目過ぎようとしています。何もやらないつもりなのか、何かやろうという気持ちを町民に示してくれなければ、町長としての資格ないと思います。どうですか。何かやろうという気はあるのですか。

○議長（戸澤 栄君） はい、町長。

○町長（野村秀雄君） 今のご質問は、私の町長としての資格を問う意味ですか。

○議長（戸澤 栄君） 5番、野坂 充君。

○5番（野坂 充君） 私は、人口減少対策をやろうという気があるかどうか。今まで何もそういう事業をやってこなかった。野村町政1期、ただこのまま過ぎて、野辺地の人口は、死んでいく人が多くて生まれるのが少ない。これを何とかしようという気は町長にはあるのですかと私は聞いています。

○議長（戸澤 栄君） 野村町長。

○町長（野村秀雄君） 今のご質問が新町の土地と何か関係ありますか。

○議長（戸澤 栄君） 5番、野坂 充君。

○5番（野坂 充君） だから、私は人口減少対策のために、その新町の土地を使うという気持ちはないので先言ったのです。

○議長（戸澤 栄君） はい。

○町長（野村秀雄君） 最初に申し上げたとおりでございます。ございません。

○議長（戸澤 栄君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 同じような質問をしたいところですが、ちょっと11ページ、個人番号カード交付事務費です。マイナポイント事業費補助金に関連してお伺いします。

要はマイナンバーを普及させるのが国の施策として挙がっていると思うのですが、先日の報道で、53%以上になれば国から交付金を出しますよみたいな報道があったのですが、今現在野辺地町は何%ですか。

○議長（戸澤 栄君） はい、課長。

○町民課長（上野義孝君） お答えいたします。

先般国で発表した11月末現在の国の申請率ですけれども、60.1%という発表がございました。野辺地町の11月末現在の申請率は59.6%であります。

○議長（戸澤 栄君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） ありがとうございます。53%以上ということで、もし交付金をあげますよと国が言った場合は、該当するという解釈でよろしいかと思えます。ありがとうございます。

土地の話に、すみません、戻ります。野坂議員がるる発言されておりますが、私も同じ気持ちを持っています。あの新町の土地というのは町の中心部にあって、非常に様々な用途に使える、これから検討していけばいろんな意見が出てくると思うのです。これまで私は小学校の建設ということで、中学校に併設、あるいはくっつけた一貫校を目指してというところで、あの土地を利用したらどうかという話もこれまで発言してまいりました。ただ、それに対しては、土地の面積が狭いということで考えていただけないという回答もいただいていた。非常に残念に思っています。そのときの回答は、面積が狭いという理由だったのです。

ただ、契約時の内容を伺いますと、庁舎建設するための用地として購入したと。契約の時点で、平成30年ですか、30年度に購入する時点でそういう条件が示されていたということは、今まで全然聞かされていなかったわけです。あの土地をこう活用したらどうかと質問したときに、土地が狭いからという理由だったわけです。ほかの用途には使えない、そういう条件では購入していないという説明は一切なかった。この理由は何ですか。

○議長（戸澤 栄君） 防災管財課長。

○防災管財課長（西館峰夫君） お答えいたします。

そのときのご質問の中では、結局小学校をグラウンドを含めて建てられるかどうかという議論がされていたので、それに対して狭いからと答えただけで、土地の売買契約の条件等についてのご質問がなかったので、今回の議事の中ではお答えがなかったものと思います。

○議長（戸澤 栄君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 狭いとかなんとかというよりも、もうそもそもほかの用途に使えるかどうか怪しい状況だというのがまず最初に来るべき答弁ではないですか。狭いとかなんとかというのは二の次の話で、それはその土地を利用できた暁にはという話で、まずそれ以前に土地がほかの用途に使えるような条件で購入していませんという説明があってしかりだと思うのですけれども、こう聞いたからこう答えたではなくて、そもそもの理由というのがあったはずなのです。そういうのを全然示されないから、では小学校駄目だったらこういうのに使ったらどうか、ああいうのに使ってみたら有効に使えるのではないかというのを様々考えるわけです。あのいい場所の土地なので。

野坂議員もおっしゃったように、例えば少子高齢化だったり、人口減少に対応した何かしらの施策を打つにも、一番とは言いませんけれども、すごくいい場所なのです。考えればいろいろ出てくると思えます。そういうのを議会にも事前に説明もなしに話を進めて協議して、決まってしまうからこうなりましたと説明されたら、議会要らないではないですか。どう考えますか、町長。町長、

お願いします。

○議長（戸澤 栄君） 防災管財課長。

○防災管財課長（西館峰夫君） 前段のところについて、私のほうからちょっとお答えさせていただきます。

狭いとかという回答をしたのは、多分学校関係のお話をされたときに、その中で回答できる方がお話ししている範囲だと思います。我々としては、売ってくださった前田グループさんとお話ししていく中で、最初にお譲りいただいたときにも庁舎建設のためというので、まず本来であれば手放さない土地なのだけれども、野辺地町で庁舎のためであればというお話で、そのようにしました。

契約書にそういうふうに用途が書かれてあるのは、町道などの場合は、収用の関係で税金が課せられない部分が出てくると。それと区別するために、何に使うのかというのを書いて契約書を結んでいったと。その次に、多用途に使えるかどうか、こちらについては前田さんと交渉する余地が我々もあると考えてお話をしてきました。なので、公共的に使えるのかどうかというの、9月22日以降に何回か会ってお話ししているのですけれども、その交渉の中で、ほかのことにどういうふうに使することができるのかどうかはお話ししておりました。

そういう議論をしている中で、前田さんのほうで庁舎としてお売りいただいたものに、ほかに使うという話が、先に例えば全協とかで話しますと、新聞でも報道されます。それで、今回売っている前田商事さんの取締役も知らない中で、野辺地町がほかのことに使おうとしているという議論が先に新聞報道等されて、向こう側の会社の心証とか、グループのこちらに対する信用とかがなくなっていく。そういうことを避けるために、我々交渉してまいりました。ただ、22日からの交渉の中では、どうもこれは町のほうで自由に使える余地がないということで、今回の議案となりまして、説明に至っているところでございます。

○議長（戸澤 栄君） 赤垣君、質疑ですか。

○11番（赤垣義憲君） はい。

○議長（戸澤 栄君） はい、どうぞ。

○11番（赤垣義憲君） 今の説明では、事前に議会に説明すれば報道されるということで、説明されなかったと。そうであれば、秘密会といいますか、報道関係も入れない中で、そういった説明をしてもよかったのかなと思うのですが、要するに前田さんと協議する以前に、何で議会と一緒に話をしなかったのか。先ほどは報道されれば困るという理由でしたけれども、報道をシャットアウトしてできる会議もあるはずですので、これをやらなかった理由を聞かせてください。

○議長（戸澤 栄君） 副町長。

○副町長（江刺家和夫君） 議会の説明につきましては、その段階、段階に応じて、またその内容に応じて、一々細かい手続の開始から全て議会に報告、あるいは議会の意見を聞いていると、全く行

政進みませんので、節目、節目で報告すべきところ、承認いただかなければいけないところをしっかりと考えて、必要な場面で議会にはお話ししていると思っております。

今回ですけれども、契約書に新庁舎の建設用地とする土地の売買ということで契約書を交わしているわけですが、まずそれには合致しないことになったという時点で、前田さんと町との契約の内容が変わったと。そうすれば、おのずと両方で協議しなければいけないというのは、これは契約行為当然のことです。それでもって前田さんの意向を確認しましたら、買い取りたいということなので、我々持っていればいろんな形で使えるだろうと、我々の一方的な都合とか事情だけ押し通すというものではございません。契約当事者二者で協議することでありまして、わざわざ町のために売ってくださった土地ですけれども、契約どおり使わなくなった時点で、しっかり向こうさんの相手方のご意向を確認して、それを尊重するというのは非常に大事なことで、これは相手が誰であっても同じことだと思っております。

あと、小学校の建設地として狭いという、これは狭いというのは事実でございます。その時点では、契約書そのとおりでないけれども、まだ協議の余地がゼロではなかったわけです。仮に前田さんが何でもいよいよ、町で好きに使ってくださいという可能性もゼロではなかったわけですので、契約書で庁舎の建設用地でなくなったからもう何もできないだろうという、その時点ではそうではなかったということもございます。

そういうもろもろのことを踏まえて、これまで前田さんと協議してきて、方向性が見えたので、先般の全員協議会の際に議員の皆様にご説明申し上げ、今回議案を上程させていただいたということでございます。

○議長（戸澤 栄君） 6番、岡山義廣君。

○6番（岡山義廣君） 処分をする新町の土地なのですが、当初の契約に基づいて、当地者同士紳士的に進めているというふうに今私は感じて聞いていました。

それで、その契約内容なのですが、庁舎を建てない場合はその土地の買い戻しをさせていただきますというふうな、そういう内容が契約書の中にあると思うのです。ありますか、それは。もしそれがあつたとすれば、法律的にその文面というのは拘束力が多分あると思うのだけれども、その拘束力はどういうふうなあれで影響してきますか、教えてください。

○議長（戸澤 栄君） 答えられる範囲で。

○防災管財課長（西館峰夫君） お答えいたします。

契約書の中には、庁舎を建てないことになったときという想定のある条項はございません。ただし、疑義を生じた場合は双方協議するというのが最後の条に書かれておりまして、それに基づいて協議したところでございます。

○議長（戸澤 栄君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 先ほどの副町長の説明の中で、小学校の土地に使ったらどうかというところで、回答する時点ではまだ返さなければならないというか、前田さんに返さなければいけないというところではなかったという説明がありました。一方で、戻さなければいけないのだという説明もされました。何か矛盾している説明があったと思うのですが、要所要所で議会に対して説明しなければならないというご認識はあったと思うのですが、その必要なときというのは、前田さんと協議する前が必要なときだったのではないですか。これを協議して話がほぼほぼまとまってから説明であれば、何にも議会と行政側との協議、議論というのが必要なくなってしまうことになるのです。

小学校の話をしている時点では、まだ戻さなくてもほかのものに使えるのではないかという可能性も残されていたという内容の副町長の説明だったと思うので、だったら何かに使えないか、議会と協議していろんな案が出た時点で、売買契約のときにはこういうお話、庁舎を建てるというお話でしたけれども、庁舎は別な場所に建てることになりましたと。ただし、町として今後こういうところに使っていきたいのですが、このまま使わせていただけませんかという協議ができると思うのです、事前に議会と協議していれば。それをやらなかった理由は何ですかというのを聞いているのですけれども。

○議長（戸澤 栄君） はい、課長。

○防災管財課長（西館峰夫君） お答えいたします。

先ほど副町長からもお話がありましたように、契約に基づいて庁舎建設のために土地を用いなかったことにより、契約条項と変わったことが出てきたので、双方協議する必要が生じたという話がありました。それに基づいて町のほうで前田さんと話した限りでは、まず前田さんのほうでは契約に背いている状況になりましたよねと、これの解決のための協議が速やかに必要ですよ。これは、1月26日にまずお話があって、この間の全員協議会のときに話ししましたけれども、その後落札して契約の準備が整ったらお話ししたいということで進めましたが、2回不落に終わったりして長くなりまして、8月8日の臨時議会で工事のほうで可決して、こちらの本町のほうに庁舎を建てることになったので、向こうが先に取得した新町の土地が新庁舎の建設予定地とならないので、契約の条項に確実に背いている状況になりましたということで、9月22日からこれを協議しているところでございます。

なので、その中でまず背いている状況を早く解決したいというのが売却した前田さんのほうの意向でございましたので、それに沿って協議をしていきました。その中で、協議の交渉事項ですので、詳しくはお話しできませんけれども、覚書などを交わして、町がある程度公共用として自由にこれから持つ方法も検討されましたけれども、前田さんのほうでは安心したいということで、買い戻したいとお話しされましたので、そちらで落ち着きまして、この間に議会に説明する時間がちょっと

取れなかったのは申し訳ございませんけれども、早めにとということで前回11月29日の全協では説明して、今回の議会に出させていただきます。

○議長（戸澤 栄君） 5番、野坂 充君。

○5番（野坂 充君） 先ほど町長は、少子高齢化対策事業をやる気がないということが分かりましたので、次の質問に移らせていただきます。19ページ、児童福祉費の児童福祉総務費……歳入か。ごめんなさい。

○議長（戸澤 栄君） はい、どうぞ。

○町長（野村秀雄君） 今の野坂議員について、もう一度お話をさせていただきます。

私が少子高齢化について何もやる気がないと今おっしゃいましたけれども、そういうことではございません。あの場所を使ってということの限定でございます。

○議長（戸澤 栄君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 11ページの一番下になりますけれども、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費のことなのですが、非課税世帯及び家計の急変世帯が申請した場合の臨時特別給付金だと思うのですが、野辺地町で非課税世帯とまだ該当でない世帯で、家計が急変してしまって、申請された世帯はありますでしょうか。

○議長（戸澤 栄君） 介護・福祉課長。

○介護・福祉課長（飯田貴子君） ご質問にお答えします。

家計急変世帯については、10件以内の数件ございました。

○議長（戸澤 栄君） 質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

次に、歳出を一括で質疑を行います。質疑のある方は、ページ数を言って質疑してください。

1番、高田光雄君。

○1番（高田光雄君） 22ページのスキー場費に関連して、ちょっとお伺いしたいと思います。

小学生、青森県のスキー大会がゲレンデ破損のために中止になったということで報告受けました。恐らく第2リフトの支柱が崩落してのことだと思うのですが、例えば第1リフトをちょっと活用できるような大会運営はできなかったのかどうか、その辺ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（戸澤 栄君） 社会教育・スポーツ課長、どうぞ。

○社会教育・スポーツ課長（五十嵐洋介君） 質問にお答えします。

スキー場自体の運営が今年度は中止ということになりましたので、こちらのほうからリフトの運営の依頼というのは特にはしませんでした。まず、県のスキー連盟さん、スキークラブさんと協議の上で、今回アルペン競技については中止というふうな判断をいたしました。

○議長（戸澤 栄君） 1番、高田光雄君。

○1番（高田光雄君） 運営側からそういう中止というふうな報告受ければ、やっぱり県のスキー連盟とかそういうところは、当然もう地元の意欲がなければできないわけですから。一番大事なのは、地元の開催地がやっぱりやる意欲があるのかないのかと。いろんな方法を考えて、いろんな人たちの意見を聞いて、そして大会運営を、これは青森県の小学生のスキー大会というのは町の大会ではないのです。青森県の大会なのです。なぜ野辺地町にこの大会が決まったかと。スキーの発祥の地であり、やっぱり子供たちの夢、希望、これらを与えて教育につなげると、これが基本なわけですから、その辺のところも十分考えて、やはり決断しなければならなかったと私は思うのです。その辺のところはいかがですか。

○議長（戸澤 栄君） はい、課長。

○社会教育・スポーツ課長（五十嵐洋介君） 大会中止に至るまでは、数件スキークラブさんと協議しております。実際運営自体ができないというものであれば、こちらのほうも残念ながらという形で中止になりましたので、ご了承願います。

○議長（戸澤 栄君） 1番、高田光雄君。

○1番（高田光雄君） 先ほど申し上げたように、町側でやはりゲレンデの活用は、スキークラブさんにしても何にしても大変な苦勞ですから、やらないほうが楽だというふうな人もいるわけです、数の中には。だから、行政側がそういうところで、どうしてもやっぱり名誉ある青森県の小学生のスキー大会、歴史があるわけでしょう、野辺地町に決まったという歴史が。この重みを各団体にお願いをして、そして大会に向けての決意を町側から示していかなければ、やっぱりボランティア活動する方々も、町からそういう意見が、やらなくてもいいのだというふうな申入れがあったから、いいのではないのというふうになる可能性が高いわけです。

だから、今回も町側で、第2リフトを使えなかったら、第1リフトを使うような考え方がなかったのかどうか、その辺いかがですか。

○議長（戸澤 栄君） はい、課長。

○社会教育・スポーツ課長（五十嵐洋介君） 確かにアルペンの競技について、代替地とかそういうことも考えました。第1リフトのみでやるという考えについては、やはり第1リフトのほうは低いと言えませんが、競技にはちょっと向かないのかなと考えております。まず、ほかの大会の代替地、あとほかの場所で野辺地のスキークラブさんが運営するような形というのは、期間も短かったこともありますし、現実的に難しいということで、今回は中止という流れになっております。

○議長（戸澤 栄君） 5番、野坂 充君。

○5番（野坂 充君） 19ページの児童福祉費の総務費なのですが、子育て世帯等臨時特別支援事業、この返還金が774万円、この理由を教えてください。

○議長（戸澤 栄君） はい、健康づくり課長。

○健康づくり課長（木明 修君） こちらの給付金関係の返還金ですけれども、想定よりも申請が少なかった。この給付金の中には非課税世帯ですとか、あと18歳未満の方に1人当たり支給するものもありましたが、非課税世帯の想定よりも少なかったことによるものです。

○議長（戸澤 栄君） 5番、野坂 充君。

○5番（野坂 充君） 非課税世帯が少なかったということは、その時点で申請するときとか、この事業を実施する場合の調査が甘かったということになるのか、それともこの事業をただ返還するのではなく、別の事業に回すというような考えはなかったのかお聞かせください。

○議長（戸澤 栄君） はい、課長。

○健康づくり課長（木明 修君） 見込みが甘かったのではないかというお話ですが、こちらもある程度想定しまして予算措置はいたしました。一部事務費などで使わなかった分があるとか、あと別な事業に回すことはちょっと国の補助要綱上できませんでしたので、このように返還になります。

○議長（戸澤 栄君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 24ページ、25ページの図書購入についてです。野辺地小学校、若葉小学校、野辺地中学校とそれぞれ10万円ずつの図書の購入なのですが、ここに馬門小学校が入っていないのですけれども、これはなぜ入れなかったのでしょうか。

○議長（戸澤 栄君） 学校教育課長。

○学校教育課長（富吉卓弥君） ただいまの質問にお答えします。

まず、来年度4月、若葉小学校のほうへ先行統合ということで、児童の方々は若葉小学校のほうに行きます。あともう一つは、馬門の図書の充足率、こちらのほうがほぼほぼ100%という形でもありましたので、不足している小中3校のほうに振り分けた形になります。

以上です。

○議長（戸澤 栄君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 今充足率のお話が出たので、それぞれの野辺地小学校、若葉小学校、野辺地中学校の現在の充足率、およそどのくらいなのかというのを教えてください。

○議長（戸澤 栄君） 学校教育課長。

○学校教育課長（富吉卓弥君） それぞれになるのですけれども、中学校のほうはちょっと数字のほう分からないのですが、野辺地小学校、若葉小学校、95とか98、このような充足率になっております。

○議長（戸澤 栄君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 21ページです。農林水産業費、この中で野辺地町農業振興事業100万円と、

この説明の中で先般の大雨の被害を支援するためというご説明がありました。これは、非常にありがたいというか評価できる部分であると思います。大雨被害の支援100万円ですが、どのような形で、どういう流れで農家さんに届くのか、一連の流れ教えてください。

○議長（戸澤 栄君） はい、課長。

○産業振興課長（長根一彦君） お答えいたします。

町は、野辺地町農業振興協議会という組織をつくっておきまして、事務局を農協さんに設置しております。そこに補助金を交付して、農協さんとか、様々肥料とか堆肥を買っているわけですが、そこで窓口になってもらって取りまとめをしていただき、最後に精算という形で農業者のほうに補助金を交付するという流れになっております。町から協議会、協議会から農家さんという形です。

○議長（戸澤 栄君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） ということは、どこの農家さんがどれだけの被害を被って、それに対して幾ら町が支援したという実績的なところというのは残らないわけですね。協議会にどんと100万円、これを使ってくださいと。そこから事務局、やっている農協さんで振り分けるという形だと今の説明だと思うのですが、要はそれぞれ農家さんで被害の程度が違うと思うのですけれども、その点については、どの程度把握して100万円という金額を支援に充てたのか、その辺りもできれば説明いただきたいのですが。

○議長（戸澤 栄君） はい、課長。

○産業振興課長（長根一彦君） お答えいたします。

まず、農家さん持っている土地等がほぼ決まっておりますので、それに使用するための肥料とか堆肥等を購入しているわけです。実際に細かい話をすれば、なかなか被害が個々どれくらいあったかというのは出しづらいところありますけれども、ただ播種した期間中に播種した、できなかった、実際播種したのに対してどれくらいの収穫が見込めるかというのは実際出しております。その中で、ではその分に補助が正確に当たるのかというのはちょっと不明なのですけれども、自分の持っている土地、畑の作付に対してはそれなりに希望どおりといいますか、大筋の希望ではほぼできているものかなと考えております。これも農家さん、それから農協さんと話した中で額を決めておりますので、ある程度の希望はかなっているのかなと思っております。

○議長（戸澤 栄君） 5番、野坂 充君。

○5番（野坂 充君） 24ページ、25ページに二酸化炭素濃度計とあるのですけれども、金額違うのですが、これ単価幾らで何個買うのか教えてください。

○議長（戸澤 栄君） 学校教育課長。はい、どうぞ。

○学校教育課長（富吉卓弥君） 野辺地小学校さんについては8台、中学校さんについては13台。

単価のほうは同じで、参考見積りを取った中では1万1,080円掛ける台数となります。

○議長（戸澤 栄君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 今の二酸化炭素濃度計ですけれども、これ小学校のほうは野辺地小学校だけ。若葉小学校には配分ないのですか。

○議長（戸澤 栄君） はい、どうぞ。

○学校教育課長（富吉卓弥君） 若葉小学校さんのほうには、昨年度3月の補正において措置しております。

○議長（戸澤 栄君） 3番、中谷謙一君。

○3番（中谷謙一君） 26ページの10款教育費の体育館費に関連なのですけれども、あの体育館の前を車で通ったときに、駐車場に車が多いな、少ないなと、そういうことは分かるのですけれども、では体育館で何をやっているのかというのが全然分からないわけなのです。これを町民に知らせる方法として、道路沿いに看板とか何の試合、何の大会をやっているかという、そういうお知らせとだけではないものか、ちょっと考えていただけないものかということをお願いしたいのですけれども。

○議長（戸澤 栄君） スポーツ課長。

○社会教育・スポーツ課長（五十嵐洋介君） 質問にお答えします。

今回こちらのほうでも、そのように町民の方に周知するためということであれば、こちらも検討していきたいとは思いますが。

○議長（戸澤 栄君） 5番、野坂 充君。

○5番（野坂 充君） 23ページの土木費に関連してなのですけれども、みちのく有料道路が開通しまして、今高速化が進んでいるのですが、野辺地の消防のところハーフなのですけれども、あれハーフでなく乗って下りるようにもできないものかどうか、その辺要望しているかどうか教えてください。

○議長（戸澤 栄君） はい、課長。

○建設水道課長（瀧澤 誠君） ただいまの質問にお答えします。

古い私の記憶でお答えするので、ちょっとお許し願いたいのですけれども、ハーフになった経過としては、下北縦貫道を造るときに、まず住民からそのようなアンケート等を取って、ハーフインターでよいという形で事業を進めたような記憶がございます。その後の要望活動をしているかというのにつきましては、その後につきましては現在のところフルインターにしようということは今は要望はしておりませんでした。

○議長（戸澤 栄君） 5番、野坂 充君。

○5番（野坂 充君） 今下北縦貫道もむつ以北も動き出したところですが、あそこをフルにする必要はあると思うのです。あらゆる手を使って要望するなり、議会でも陳情してもいいですし、町

長もそういう活動をやっていただけませんか。町長、どうですか。

○議長（戸澤 栄君） はい、町長。

○町長（野村秀雄君） お答え申し上げます。

おかげさまで野辺地から七戸間の延伸が予算化されました。それに伴って、これから野辺地のあそこのハーフをフルに格上げしていただくように、野辺地から七戸の工事とともにそれをやっていただく、そうすればうんと便利になると。今までだと、そんなにちょっと使い勝手がよくないということで、多分ああやって造ったのだと思うのですけれども、野辺地と七戸がつながるということは、東京からむつまでつながるわけです。そうになると、やっぱりあそこはフルであったほうが使いやすいということですので、これから力強く陳情していただきたい思います。議会の皆様にもご協力をお願いしたいと思います。

○議長（戸澤 栄君） 5番、野坂 充君。

○5番（野坂 充君） 町長、前向きな発言ありがとうございます。ぜひ実現に向けて頑張ってください。

○議長（戸澤 栄君） そのほかの質疑は。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 質疑がないものと認めます。

これで歳出の質疑を終わります。

次に、第2表、債務負担行為補正から第3表、地方債補正まで一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございますか。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 本補正予算につきましては、新型コロナワクチン接種業務2,900万円など、事業実施に必要な経費や下北地域広域行政事務組合への負担金500万円余り、また各部門における光熱水費の増額補正など、実施しなければならない予算が多く含まれていることから、本来であれば賛成すべきところではあります。

しかしながら、本予算には新町の役場庁舎建設用地の売却に伴う収入が含まれており、これについては前田商事様と再度協議していただき、売却については保留していただきたいと私自身考えております。売却保留の意図は議案第72号で説明させていただきますが、本補正予算の歳入にこの土地売却収入が計上されていることから、原案のままでは承認いたしかねます。歳入から用地売却収入を除いた予算へ修正していただき、予算再編成した後に早急に臨時議会などを開催するなどして

審議の場を設けていただくような形を取っていただき、修正された補正予算を再提案していただきたいと考えておりますので、現時点でのこの補正予算には反対いたします。

○議長（戸澤 栄君） 次に、では賛成の発言を許します。

6番、岡山義廣君。

○6番（岡山義廣君） 今回の補正予算、丁寧に説明をいただきました。マエダストアさんとの土地の契約の件については、当初予定していた役場庁舎が予定どおり建てられなかった。そのことでもいろいろ今発言ありましたけれども、疑義が生じた場合、紳士的に話をして、そして進めていくというふうな説明をいただきまして、私はこれからの契約について反対するものではありません。どうぞ進めていただきたいと思います。賛成です。

○議長（戸澤 栄君） 今岡山議員から賛成の意見がありました。

次に、原案に反対の方、ほかにございますか。

5番、野坂 充君。

○5番（野坂 充君） 先ほどから私も話したとおり、新町の土地は前田さんに売却するのでなく、町として人口減少対策、高齢化対策に対して必要だと思うので、それを使っての事業を推進していただきたく、反対をいたします。

○議長（戸澤 栄君） 次に、賛成の議員。

2番、江渡正樹君。

○2番（江渡正樹君） ただいま野坂議員から少子高齢化対策、いろんなことを考えてこの土地は利活用していくべきものだから、前田さんへの売却は控えてもらいたいと、そういうような説明がありました。この意見については、私は何ら反対しているものはございません。と申し上げますのは、私は以前高崎市へ行って、元郵便局の跡地に高崎市が1階は風呂、そして2階は幼稚園、3階、4階、5階は独り暮らしの老人用、そして上はというような、そういう高層住宅を建てておりました、当町の交通上いろんな面を見れば、お年寄り1人を集客するようなことがあってもいいのではないかというような考えはありました。

しかし、町長には、その前の方もそうですけれども、町長印を押す専権事項というものがあります。専権事項を使ってやることについては、議会に諮らなければならないということは、これは第三者との協議の過程でございまして、町長が専権事項を使ってこうやるということについては、これは町長の権限でございまして、私はそれには口を挟むことはいかななものかと、そういうことから、私は本事業については賛成を申し上げます。

○議長（戸澤 栄君） これで賛成、反対の討論を終わります。

これから議案第64号を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第64号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤 栄君） 以上、賛成、反対同数であります。お座りください。

したがって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長が本案に対して裁決します。

議案第64号について、議長は賛成をいたします。

よって、可決と裁決いたします。

11時5分まで休憩します。

休憩（午前10時55分）

再開（午前11時05分）

○議長（戸澤 栄君） 再開をいたします。

次に、議案第65号 令和4年度野辺地町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

町民課長。

○町民課長（上野義孝君） それでは、議案第65号 令和4年度野辺地町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、お手元の別冊予算書でご説明申し上げます。

既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ131万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ16億7,062万6,000円といたしました。

歳入について主なるものをご説明申し上げます。6ページをお願いいたします。6款繰入金、1項1目一般会計繰入金、4節国保財政安定化支援事業繰入金を129万7,000円増額いたしました。これは、令和4年度普通交付金から国保特別会計へ操出しされる需要額の精算による増額であります。

次に、歳出の主なるものをご説明申し上げます。7ページをお願いいたします。9款諸支出金、1項1目一般被保険者保険税還付金は、支出見込額精算により現予算額に不足が生じることから、180万円増額いたしました。

10款予備費は、財源調整のため52万4,000円を減額し、3,316万円といたしました。

次に、3ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為についてであります。国民健康保険税賦課用帳票等印刷業務の81万8,000円は、令和5年度当初から滞りなく業務を進めるため設定するものであります。

以上、議案第65号の概要についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（戸澤 栄君） これより歳入歳出及び第2表、債務負担行為について一括で質疑を行います。ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） なしと認めます。

これから議案第65号を採決します。原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

議案第66号 令和4年度野辺地町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

介護・福祉課長から説明を求めます。

はい、どうぞ。

○介護・福祉課長（飯田貴子君） 議案第66号 令和4年度野辺地町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。別冊の補正予算書をお願いいたします。

既定の予算額から6,766万4,000円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ18億7,948万6,000円といたしました。

それでは、歳入についてご説明いたします。6ページをお願いいたします。3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金を1,239万円の増額及び2項国庫補助金、1目調整交付金は434万2,000円と、2目地域支援事業交付金を7万5,000円増額いたしました。

同じく4款1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金は1,814万5,000円、2目地域支援事業支援交付金は8万1,000円を増額いたしました。

続いて、5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金は945万円の増額及び2項県補助金、1目地域支援事業交付金は3万8,000円の増額となりました。これらは、全て当初見込みより介護予防サービスの利用見込みの増に係る国庫負担金等の負担割合に基づくものであります。

同様に7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金は840万円、2目地域支援事業繰入金は3万8,000円の増額、2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金1,454万3,000円の増額については、先ほどと同様サービス利用見込みの増による繰入金の増となります。

戻りまして、7款繰入金、1項一般会計繰入金、5目事務費等繰入金16万2,000円につきましては、現在実施しております第9期介護保険事業計画策定に係るニーズ調査の経費の増額によるものであります。

続きまして、歳出、8ページから9ページをお願いいたします。1款総務費、1項総務管理費は16万2,000円増額しました。これは、介護保険事業計画策定に係るニーズ調査等の調査項目を増やしたことによる郵便料の増などに係る経費です。

続きまして、2款保険給付費及び4款地域支援事業費に係る各種の増額については、居宅サービ

スのほぼ全てのサービスと施設介護給付費のうち、老健の入所に係る経費及び介護予防サービスが当初の見込みより増になったことによる増額であります。このような介護サービスの給付額の増の背景は、昨年度は新型コロナウイルス感染症拡大に伴う行動制限措置等で介護サービスの休止が相次ぎ、給付費の減額もありましたが、今年度においてはほぼサービス体制が通常に戻ったことも一因と考えられます。

3ページにお戻りください。第2表、債務負担行為であります。債務負担行為は1件で、令和5年度当初から業務を開始するに当たり、令和4年度中に契約を行い、滞りなく業務を進めるためのものであります。

以上、ご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（戸澤 栄君） これより歳入歳出及び第2表、債務負担行為について一括で質疑を行います。ございますか。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 7ページです。繰入金、基金繰入金についてお伺いします。

1,450万円余り繰入れした後の基金の残高を教えてください。

○議長（戸澤 栄君） はい、どうぞ。

○介護・福祉課長（飯田貴子君） お答えします。

すみません。手元に今ございませんので、後ほどご報告いたします。

○議長（戸澤 栄君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） よろしくお願いたします。この繰入金に関してなのですが、補正予算のたびに様々一般会計でも何でも繰入金というのが時々出てきます。基金からの繰入金です。その時点で繰り入れた後の基金の残高というのは説明にもありませんし、資料にもありません。今後資料の一番最後にでも繰り入れた基金、繰入額は分かるのですが、繰り入れた後の基金の残高もできれば資料に載せていただきたいと思うのですが、できますか。ご検討をお願いします。要望で終わります。

○議長（戸澤 栄君） 5番、野坂 充君。

○5番（野坂 充君） 野辺地町で要介護度の人は毎年増えていると思うのですが、大体人口割合からいえば、パーセントとすれば何%ぐらい増えているのか分かりますか。

○議長（戸澤 栄君） 手元にありますか。

はい、課長。

○介護・福祉課長（飯田貴子君） お答えいたします。

令和3年度までで介護保険の認定を受けていた方については、要支援から要介護5までの間で、件数として745件ございます。人口割にしますと1万3,000人の745件というふうな形になりますの

で、すみません、今ちょっと計算があれなのですが、745件。令和元年度から比べますと、どんどん増えているというふうな状況ではございません。年度によって100名ぐらいの増減はありますけれども、大体700件、800件の間の認定の人数があるというふうな状況です。人口割にしますと、5.9%ほどになります。

○議長（戸澤 栄君） ほかは。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 質疑ないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 討論なしと認めます。

これから議案第66号を採決します。原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

議案第67号 令和4年度野辺地町水道事業特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

はい、課長。

○建設水道課長（瀧澤 誠君） それでは、議案第67号 令和4年度野辺地町水道事業特別会計補正予算（第5号）についてお手元の別冊予算書でご説明いたします。

今回の補正の主な内容については、電力料金の値上げに伴う増額補正、今後の水道本管及び支管の漏水などの緊急の修繕に対応する費用を増額補正するものであります。

1 ページをお願いいたします。第2条、収益的収入及び支出の補正は、1款1項営業費用の既決予定額2億2,313万4,000円を1,160万円増額し、2億3,473万4,000円となります。

4項予備費を1,160万円減額し、財源を調整いたしました。

第3条、債務負担行為の補正は、自家用電気工作物保安管理業務委託及び水道水質検査業務委託の2件であります。令和5年度当初から業務を開始する必要があり、令和4年度中に契約を終了し、滞りなく業務を進めるためのものであります。

補正の内容について、補正予算説明書で説明いたします。5 ページをお願いいたします。（1）、収益的収入及び支出では、支出の1款1項1目原水及び浄水費、19節動力費は、電力料金値上げに伴う不足見込額960万円増額いたします。

2目配水及び給水費は、16節修繕費を今後の水道本管及び支管の漏水などの緊急の修繕に対応するため200万円を増額し、1項営業費用の補正予定額は1,160万円増額となります。

4項1目予備費は、財源調整により1,160万円の減額となります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（戸澤 栄君） これから水道事業補正予算一括で質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） なしと認めます。

これから議案第67号を採決します。原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号 野辺地町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。
総務課長。

○総務課長（山田勇一君） それでは、議案第68号についてご説明いたします。議案書1ページをお願いします。議案第68号は、野辺地町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案であります。

地方公務員法の一部を改正する法律が令和5年4月1日から施行されることなどを踏まえまして、職員の定年を引き上げるとともに、管理監督勤務職員上限年齢及び定年前再任用短時間勤務制の導入など、所要の改正を行うものであります。

それでは、主な改正内容につきまして新旧対照表でご説明いたします。27ページをお願いします。ページ中段やや下、第3条に規定の職員の定年年齢を改正前の60年から65年に改めます。

次の第4条に規定の定年による退職の特例ではありますが、定年に達した職員の退職により公務運営に著しい支障があるときなどは、3年間を上限として本人の同意を得た上で引き続き勤務させることができる、いわゆる勤務延長及び管理監督職の場合の取扱いに関して定めるものであります。

29ページをお願いします。ページ中段やや上、第6条から32ページの第11条までは、新たに導入されます管理監督職勤務上限年齢制に関しまして、対象とする職員の範囲や上限年齢等について定めるものであります。対象の職員は、管理職手当の支給を受けている職員とし、当該職員が60歳に達した日の翌日から最初の4月1日までに管理監督職以外の職に降任させるものとします。

なお、降任すべき管理監督職員について、先ほどの勤務延長と同様の事由があると認めるときは、原則3年間を上限として、本人の同意を得た上で引き続き管理監督職として任用することができます。

32ページをお願いします。ページ下段の第12条及び次の33ページ中段、第13条であります。こ

れも新たに導入されます定年前再任用短時間勤務制についての規定となります。60歳に達した日以後に退職した職員を引き上げられた定年まで短時間勤務の職に採用することができることを定めるものであります。

下段の附則をお願いします。新たに規定いたします第3項は、定年に関する経過措置であります。

次の34ページをお願いします。令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、定年を2年に1歳ずつ引き上げることを定めるものであります。

次の第4項は、60歳となる職員に対し、その前年度において60歳以後の任用及び給与に関する措置の内容など必要な情報を提供し、60歳以降における勤務の意思を確認するよう努めることを規定するものであります。

申し訳ありませんが、資料13ページにお戻り願います。ページ左側のこの改正条例の附則をお願いします。第1条は、施行期日に関する規定であります。この条例は令和5年4月1日からの施行といたします。

ただし、附則第11条の規定、これは令和5年度中に60歳に到達する職員に対する任用及び給与に関する措置などの説明に関する規定であります。その施行日はこの条例の公布の日からといたします。

15ページをお願いします。ページ左側、第3条から24ページの第9条までは、新たに導入されます暫定再任用制度に関する規定となります。職員の定年が65歳になるまでの間の経過措置として、現行の再任用制度と同様に、定年に達した日以後に退職した後65歳まで再任用職員として採用することができることを定めるものといたします。

以上が議案第68号の概要についての説明となります。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（戸澤 栄君） 質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） なしと認めます。

これから議案第68号を採決します。原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案を議題とします。

総務課長。

○総務課長（山田勇一君） それでは、議案第69号についてご説明いたします。議案書35ページをお願いします。議案第69号は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案であります。

職員の定年引上げに伴い、関係する各種条例につきまして所要の改正を行うものであります。

それでは、主な改正内容につきまして、新旧対照表でご説明します。52ページをお願いします。まず、上段の第1条関係、野辺地町職員定数条例及び下段の第2条関係、野辺地町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正であります。いずれも定年前再任用短時間勤務制導入に伴う引用条項を改めるものであります。

続いて、53ページの第3条関係は、野辺地町職員の分限に関する条例の一部改正であります。降給の種類として管理監督職勤務上限年齢制に伴う降給について追加いたします。

また、下段から次の54ページにかけての附則であります。職員の60歳到達後の給料水準を7割とする特例措置についても降給として扱うことを規定いたします。

54ページ中段の第4条関係、野辺地町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正であります。国の取扱いに準拠し、減給の効果について懲戒発令時点の減給額が現に受ける給料額の10分の1に相当する額を超える場合、当該額を給料から減ずることを規定いたします。

次の55ページの第5条関係、野辺地町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正は、定年前再任用短時間勤務制導入に伴い、文言を改めるものであります。

57ページをお願いします。第6条関係は、野辺地町職員の育児休業等に関する条例の一部改正であります。育児休業及び育児短時間勤務をすることができない職員として、異動期間が延長された管理監督職を追加いたします。

58ページをお願いします。第7条関係は、野辺地町職員の給与に関する条例の一部改正であります。定年前再任用短時間勤務職員に係る給料月額及び諸手当について、現行の再任用短時間勤務職員の取扱いと同様に規定を整備いたします。また、国の一般職の職員の給与に関する法律の改正内容に準じまして、字句の修正等を含めた所要の改正を行います。

64ページをお願いします。中段の附則であります。第4項及び第5項は、定年の引上げに伴い、当分の間、職員が60歳に達した日以後の最初の4月1日以降の給料月額をその職員の属する職務の級及び号級に応じた額に100分の70を乗じた額といたします。

なお、この減額措置につきましては、臨時的任用職員などのほか、管理監督職で異動期間が延長された職員及び勤務延長された職員は対象外といたします。

次の第6項及び第7項は、管理監督職の職員が管理監督職勤務上限年齢制による降任をされた場合、当分の間、7割措置後の給料月額のほか、支給額が降任される前の管理職として受けていた給

料月額7割水準となるよう、最高号級を超えない範囲でその差額に相当する額を支給するものとしたします。

66ページをお願いします。中段からは各給料表の改正であります。表中再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員に改めるとともに、給料月額の算定基準となる額を基準給料月額として規定いたします。

68ページをお願いします。下段の第8条関係、野辺地町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正は、定年前再任用短時間勤務制導入に伴う引用条項等を改めるものであります。

次の69ページの第9条関係は、定年の引上げに伴い、現行の野辺地町の職員の再任用に関する条例を廃止するものであります。

申し訳ありませんが、資料47ページにお戻り願います。ページ左側のこの改正条例の附則をお願いします。第1条は、施行期日に関する規定であります。この条例は令和5年4月1日からの施行といたします。

次の48ページをお願いします。第3条及び第4項は、短時間勤務を含む暫定再任用職員の勤務時間、休暇等及び給与については、定年前再任用職員、短時間勤務職員に準じて関係規定を適用させるものであります。

以上が議案第69号の概要についての説明となります。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（戸澤 栄君） これより質疑を行います。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 45ページ、46ページ辺りで医療職というのがありますけれども、町の職員で医療職に就いている方の人数と、どういった配置がされているかを教えてください。

○議長（戸澤 栄君） はい、どうぞ。

○総務課長（山田勇一君） 医療職給料表2につきましては、管理栄養士が対象となる給料表であります。現時点では1名任用です。次の医療職給料表3につきましては、保健師が適用となりまして、現時点で7名となっております。

○議長（戸澤 栄君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 68ページ、教育長にお伺いします。今現在小中学校の教員の数は不足していますか。

○議長（戸澤 栄君） 教育長。

○教育長（新渡幹夫君） 今のところは、不足しているところはありません。

○議長（戸澤 栄君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 先生不足、教員不足というのが全国的にといいますか、聞こえてきております。野辺地町、今は不足していないということで安心しましたけれども、今後不足してきた場合、

町で先生を採用するという考えがあるかどうか聞かせていただけますか。

○議長（戸澤 栄君） はい、教育長。

○教育長（新渡幹夫君） 仮にということですが、今のところは考えておりません。今までも不足したことはございませんので、常にこちらのほうも不足した場合には講師をすぐあてがっておりますので、そういうふうなことはないと思いますので、今のところは考えておりません。

○議長（戸澤 栄君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 討論なしと認めます。

これから議案第69号を採決します。原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号 野辺地町消防団条例の一部を改正する条例案を議題とします。

防災管財課長。

○防災管財課長（西館峰夫君） 議案書71ページの議案第70号 野辺地町消防団条例の一部を改正する条例案について説明します。

次のページ、72ページをお願いいたします。こちらに改正内容を記載しておりますが、消防団員の報酬を国の基準に倣い、適正な額に改めるものであります。

新旧対照表を用いて説明いたしますので、74ページをお開きください。改正いたしますのは、第7条の報酬で、下から2行目のところ、第2項第7号の団員になりますが、右側の改正前の報酬、年額1万5,000円を左側の改正案の報酬、年額3万6,500円と増額いたします。この3万6,500円という額が国から示された基準の額であり、歳入の普通交付税の算出においても令和4年度から3万6,500円以上支給される団員の数が基礎数値として用いられることになりました。

左側の改正案のところ、第1号、団長から第6号の班長までの報酬につきましても、団員の報酬が3万6,500円に改定された場合に、均衡を失ないように段階をつけながらそれぞれ増額いたします。

この条例は公布の日から施行し、令和4年4月1日に遡って適用いたします。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（戸澤 栄君） これから質疑を行います。質疑ございますか。

10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 今年の3月定例会におきまして、定例会の前の常任委員会でちょっと説明を受けたのですが、消防団条例、上十三各市町村と協議をして、2市1村を除く6町による申合せをし、4月1日に一度この条例を改正しております。それで、今回また今度国の基準、3月のときは2市1村を除く6町で申し合わせて額を決めたという説明で条例改正したのですが、今度は国の基準に合わせますということの説明がありました。どういう経緯で、それまで6町で申合せをしたことから今回国基準に変えるということまでの間に、6町で協議等されて申合せ等されたのか、その辺の経緯を教えてください。

○議長（戸澤 栄君） はい、課長。

○防災管財課長（西館峰夫君） お答えいたします。

3月にも一度改正して、報酬額を引き上げております。このときにも同じように協議をして上げているのですけれども、このとき国や県から来ていた情報によりますと、3万6,500円を目途に段階的に近づけていけばいいという説明が最初はありましたので、それを受けての協議を行って、段階的に上北の市町村でそこに近づけようということで3月に一度改正しておりました。

その後、2月、3月くらいからちょっと県のほう、国のほうから時々電話が来るなどして、3万6,500円以上にしてほしいと話はあったのですけれども、4月にはっきりと交付税の単位費用として、その額を超えていないと人数としてカウントしないということが示されまして、それをもって緊急に、また同じように上十三の市町村が集まって協議しまして、結果として3万6,500円を超えるように改定しないともらえないのであれば、そこまで今回引き上げましょうということで、協議が調いまして、今回の条例の額となっております。

○議長（戸澤 栄君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 74ページです。比較表の左の改正案のほう、5番目の部長、それから6番目の班長、年額が同額3万7,000円とあります。部長と班長では、責任の重さが違うと思うのですが、同額で不満は出ませんか。

○議長（戸澤 栄君） はい、課長。

○防災管財課長（西館峰夫君） お答えいたします。

階級ごとに3万7,000円とどちらもしておりますけれども、こちらのほうは今統一して上のほうにそろえるような形で、部長級と同じくして今報酬をそろえようとしておりましたので、ご理解をお願いします。

○議長（戸澤 栄君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 私は理解するのですけれども、部長さんになった方が、俺のほう責任重いのには班長と一緒にとれないかどうか不安というか心配なのですが、その辺どう考えてこの金額

の設定なのか。上に合わせるというざっくりとした理由なのでしょうけれども、改正前は3,500円の差がついていたわけですから、今回同額にした、やっぱり責任の重さ違うと思うのですけれども、ここは修正するべきではないでしょうか。どうお考えですか。

○議長（戸澤 栄君） はい、担当課長。

○防災管財課長（西館峰夫君） お答えいたします。

部長と班長に関しては、確かに職務のあれが若干違ったりするとは思いますが、報酬を計算するときには、同等とみなすというのが協議したときの各町村の大勢の意見でしたので、今回はこちらにそろえておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（戸澤 栄君） 5番、野坂 充君。

○5番（野坂 充君） 今一般の団員で1万5,000円から3万6,500円になったのですが、これは前から3万6,500円になっていると思うのですけれども、その分の差額というのは遡って支給することは考えていませんか。

○議長（戸澤 栄君） 防災管財課長。

○防災管財課長（西館峰夫君） お答えいたします。

以前から3万6,500円になっているというのは、交付税で措置されている額が3万6,500円の基準は、確かにここ4年ぐらいはその額になっていたかと思います。今回の条例改正では、一応4月には遡りますけれども、令和3年度以前に遡っての改正と支給はしておりませんので、4月までに遡ってまず今年度分を支給するというごことをご理解いただきたいと思います。

○議長（戸澤 栄君） 質疑ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） なしと認めます。

これから議案第70号を採決します。原案のとおり決定してご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結についてを議題とします。

企画財政課長。

○企画財政課長（秋島祐成君） 議案書75ページをお願いいたします。議案第71号 定住自立圏の

形成に関する協定の一部を変更する協定の締結についてご説明申し上げます。

十和田市及び三沢市との間において、平成24年10月4日に締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を締結することについて、野辺地町議会の議決すべき事件を定める条例の規定により議会の議決を求めるものであります。

77ページをお願いいたします。定住自立圏の形成に関する協定に基づき、現在第2期の共生ビジョンが進行中ではありますが、今年度末でその計画期間が満了いたします。次の第3期共生ビジョンを策定するに当たり、新たな取組を追加するため協定の一部を変更する必要が生じたものであります。

79ページをお願いいたします。新旧対照表でご説明いたします。協定書では、連携する取組内容及び役割分担が政策分野ごとに第3条の別表に掲げられてございます。別表第2は、結びつきやネットワークの強化に関する取組です。新たに(5)、男女共同参画に関する取組を追加いたします。

次の別表第3は、圏域マネジメント能力の強化に関する取組であります。新たに(2)、デジタル化に関する取組を追加いたします。

なお、本変更協定の締結は、定住自立圏を構成する8市町村において議会の議決を経た後に行う予定となっております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長(戸澤 栄君) 質疑を行います。質疑ございますか。

11番、赤垣義憲君。

○11番(赤垣義憲君) 76ページ、デジタル化とあります。昨今デジタル化、デジタル化と言われておりますけれども、この案件のデジタル化とは具体的に何をどうデジタル化するのか、具体的な例でもいいので、教えてください。

○議長(戸澤 栄君) はい、どうぞ。

○企画財政課長(秋島祐成君) 今回の定住自立圏の協定で取り組むべき内容といたしましては、自治体情報システムの標準化に関する取組、それからAIやRPAの活用について意見交換を行うということが取組の内容になってございます。

○議長(戸澤 栄君) 11番、赤垣義憲君。

○11番(赤垣義憲君) 何か難しい言葉いっぱいですがけれども、それに向けて野辺地町の役割は、デジタル化推進体制の充実に向けて情報を提供するという役割があると書かれてあります。昨日一般質問でも話しましたがけれども、情報周知のシステムも野辺地はもうすっかりアナログであるなという感じを受けています。防災無線に関しては、電波をデジタル化したというのはもう大分前にありますけれども、しっかりと情報提供できるような形で、野辺地町、町のそういった体制の見直しも含めて今後進めていただきたいと思います。ぜひデジタル化、AIなりRPAなり検討しなが

ら進めていただきたいと思います。要望です。

○議長（戸澤 栄君） 要望ですね。

次、7番、高沢陽子君。

○7番（高沢陽子君） 同じく76ページです。（5）、男女共同参画の項目ですけれども、取組内容として男女共同参画社会の形成を推進する取組を連携して行うとあります。これは、具体的にはどのような内容なのでしょう。詳しくなくていいのですが、紹介してください。

○議長（戸澤 栄君） はい、課長。

○企画財政課長（秋島祐成君） 具体的な取組内容につきましては、この協定が取り交わされましてから始まると想定されます。各取組分野についてワーキンググループとつくられまして、その中で話し合われるという流れになるかと思えます。

○議長（戸澤 栄君） 理解しましたか。

ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 討論なしと認めます。

これから議案第71号を採決します。原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号 財産の処分の件を議題とします。

防災管財課長。

○防災管財課長（西館峰夫君） 議案書81ページをお願いいたします。議案第72号 財産の処分の件について説明いたします。

新庁舎建設のために取得した土地について、取得目的のために用いなくなったことから、売主側と契約条件を確認し、今後の取扱いを協議した結果、売主側で買い戻すことになり、当該土地を売却するため提案するものであります。

今回の財産の処分は、対象となる土地の価格が700万円以上で、かつ面積が5,000平方メートル以上となりますので、地方自治法第96条第1項第8号並びに野辺地町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次のページ、82ページをお願いいたします。1、処分する町有財産の概要であります。所在地は野

辺地町字野辺地359番1ほか全10筆で、地目は宅地及び雑種地で、地積は合計で7,856.47平方メートルであります。

2、処分の相手方は、むつ市小川町2丁目4番8号、前田商事株式会社代表取締役、前田大志であります。

3、処分価格は1億836万8,238円であります。

次に、85ページをお願いいたします。参考資料を添付しております。上のほうに処分価格の算出方法について記載しております。平成30年に町が取得した額1億1,449万8,384円、これが①であります。今回併せて処分する土地の額649万1,254円、これが②であります。平成30年の売買により相手方が課税された額1,252万1,400円、これが③であります。今回の売買により相手方が課税される印紙税額10万円、これが④であります。①に②を加え、③と④を減じた合計1億836万8,238円が今回の処分価格となります。その下には、主な契約条項を記載しております。売買代金を一括納入することや契約不履行の場合は売買契約を解除できることなどが書かれておりますので、参考にしていただければ幸いです。

次のページ、86ページをお願いいたします。上の表は、処分する財産の地番ごとの面積などを記載しております。下の図は参考地積図となり、墨塗りの部分が対象の土地となります。

説明は以上となります。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（戸澤 栄君） これから質疑を行います。質疑ございますか。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 82ページです。土地が2種類記載されております。1つ、大きいほうは平成30年に前田商事さんから購入した土地であると思いますが、隣の1,807平米の土地、雑種地については、個人の方から購入した土地だと認識しています。今回前田さんに売却するという話でありますけれども、この個人から取得した土地も一緒につけてやる理由は何ですか。

○議長（戸澤 栄君） はい、課長。

○防災管財課長（西館峰夫君） お答えいたします。

まず、雑種地53番1については、こちらは最初に9筆まとめて前田商事さんから買った土地になりまして、個人から購入したのは55番1、86ページで見れば55番1、宅地の421.51平米、宅地で土地のちょうど上のほうの真ん中に食い込むような場所にあるところになります。

それで、こちらの土地に関して、55番の1を後ほど追加購入して、土地を成形した上で新庁舎を建てやすくするという事で購入しましたけれども、今回公道接地していないことで、これ単独で土地を残したとしても、どこの道路にも接していないということもありまして、まずこの持ち主の方にもお話しして、一つの土地としてまとめて町が使うのか、売却する場合は前田さんにまとめて売却するという事をご承諾いただきまして、これを一団の土地として活用していただくために、

今回併せて整理することになりました。

○議長（戸澤 栄君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 例えば道路に面していなくても、防災無線の鉄塔を建てるとか、町の土地として残しておけば、何かしら使える場合が考えられます。中学校の方向にも民地はありますけれども、近い場所で仮に道路に面した民地が今後例えば空き家になった、空き地になったときに、そこも町で買収すれば、例えば駐車場を広くするとかという使い道もできる。残しておけば残したなりの使い道というのがあると思うのですけれども、これを何で前田さんにつけてやるのか、今の説明だとちょっと理解できないのですけれども。

○議長（戸澤 栄君） 仮定の話で議論させるのですか。

○11番（赤垣義憲君） 仮定ではなくて、こういう使い方もできるのではないかという想定の下に私が質問しているのであって、一緒につけてやる理由、今の説明だとちょっと理解できないので、もう一度お願いします。

○議長（戸澤 栄君） もう一度説明。

○防災管財課長（西館峰夫君） まず、公道に接していないことはご理解されたようなので、次のところですが、学校用地等にも近いのかということも調べて、これも離れております。それらで、ちょっと活用しにくい土地ということがありました。

交渉の過程で、9筆、当時買った1億1,400万円、こちらの額でまず交渉を始めたのですけれども、税金が当時かかったと、1,200万円ぐらいの税金を納めているので、これを精算してほしいと。次の交渉として、この1,200万円の税金を町のほうで支払わないために、この土地を1筆つけて棒引きはできないだろうか、この交渉がありました。

結果、買ったときよりも高い値段でこの土地は扱われましたけれども、先方としてもこちらで新庁舎の計画をしたときに、ここが食い込んでいるためになかなか駐車場とか建物の形をよく取れないということがあったように、先方のほうでも商業用地として活用するときに、ここの土地の価値というのを理解しておりましたので、税金分と全て棒引きすることは交渉ではできませんでしたが、これを加えて交渉することには成功して、町のほうではできるだけ売却額のほうに損がないようにはしたつもりでございます。

○議長（戸澤 栄君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 今税金の話出ましたけれども、物を売買するときというのは、特に土地とか税金かかるというのはごくごく当たり前の話であって、それも了解した上で平成30年に町に売却したはずなのです。それを今になって税金納めた分も戻してくれとか、売買の交渉なのでしょうけれども、その辺はうまく町としては進めていけなかったのではないのかなと思いますけれども、いづれにしても前田さんにとってはいい条件になるのではないのかなと思います。

ただ、やはり前田さんから買った土地というのは、あくまでもこの55番地の1を除いた部分なので、それで売却するのであればまだ分かるのですが、その辺ちょっと理由になるようなならないような、今の説明だとちょっと分からないのですけれども。いいです。すみません。

○議長（戸澤 栄君） ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） これで質疑を終わります。

質疑は要点を簡単にお願ひしていたのですけれども、何となく無事に終わりました。ありがとうございました。

これから討論を行います。討論ございますか。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） この案件については、もう一度前田商事様との協議の場を設けていただき、これからの町づくりに生かしたいという思いを伝えて、ご理解をいただいて、売却については結論を先送りしていただきたいと考えております。

その理由としては、この土地は前田商事様が所有して以来、長い間空き地でありました。皆さんご承知のとおりであります。町の中心部に位置しており、継続して保有することによって、今後様々な用途に使える広さがあり、町民サービスの拡充に利用することが可能であります。

例えば中学校と隣接していることから、将来的には児童館と図書館の複合施設を移転、整備して、延長保育を利用する小学校児童と中学校生徒の交流の場にでき、また保護者の迎えを安心して待つことができる場所として利用する、あるいは独居高齢者向けの住宅を集中整備して、高齢者が安心して独り暮らしができ、町なかを歩いて移動できるエリアにする、または狭いながらも小学校を移転、建設して、小中一貫校にするための用地として確保し、土ぼこりの飛散等で苦慮している現中学校グラウンドをこの土地に整備し直して、現在のグラウンドに小学校校舎を建設するなど、この土地を保有していることにより、ほかにも様々な案が出てくるものと思われまふ。さらには、町長が提唱しているコンパクトシティの実現を目指すのであれば、中心部にあるこの土地は最重要地点の一つになると思われまふ。前田商事様がこの土地に出店計画を進めるのであれば、致し方ありませんが、もしまた空き地として放置されることがあれば、町としてプラスにはならないと思つていまふ。

この土地の購入時からの経緯に関連して、補正予算案件では述べていませんが、平成30年度決算書によれば、前田商事様所有地7,464.41平米を1億1,449万8,384円で購入し、さらに隣接する個人所有地421.51平米を552万1,781円で取得しており、総額は1億2,002万165円であります。約1億2,000万円で購入した2つの土地をこの物価高のときに1,200万円も安価に売却することで、町の損失となります。前田商事様からは、2,262坪の土地を1億1,500万円で購入したのに、1億800万円で

売却する、しかも別に購入した127坪の土地もプラスしてということです。前田商事様がもともとの土地を買い戻すというのであれば理解できますが、なぜ別に購入した土地まで附属するのかが理解できません。

また、町の説明では、相手方が課税された額や印紙税額を考慮して差し引いて算定してありますが、売買に課税や印紙は付き物であり、当時相手方はそれを了承した上で売却したものと考えます。そもそも売買される物件価格と税金とは、切り離して考えるべきであると思います。

さらに、この案件については、事前に議会への説明がないまま進められたということです。前田商事様と協議する前に、今後の流れとしては購入時の契約段階で頭書に庁舎建設用地として購入するとあることから、前田商事様と協議し、売却することになると思われるという説明が議会にあってしかりだし、議会の声を聞き、その声を受けて協議に臨んでいただきたかったと思っています。

町の所有財産を処分するに当たり、ほぼ決まった状態で説明されるというのは、議会軽視であります。冒頭申し上げたとおり、売却すること自体を反対するのではなく、もう一度協議の場をつくっていただきたい。その上で、できることであれば売却を先送りしていただきたいという思いがあることから、この議案について反対いたします。

○議長（戸澤 栄君） 次に、議案に賛成の方。

2番、江渡正樹君。

○2番（江渡正樹君） ただいま反対意見がありました。物価高であれこれというような話が出ました。しかしながら、新町の土地は、皆さん、私はすぐ近くに住んでおまして、申し上げますけれども、買った当時から今は3分の1に安くなってきております。いわゆるこの地域というのは、年を増すごとに安くなっているような状況下であります。そのような状況下の中で、前に売った値段で買い取ってあげますとなれば、これ以上の先方様の誠意というのではないだろうと思います。

また、日本の国は法治国家であります。土地を買うときに一筆書いてあれば、それを守るのが法治国家の国民の義務であります。その義務をしっかりと果たしてやるということについては、何も可否はございません。したがって、これは私は賛成いたします。

○議長（戸澤 栄君） ただいまは賛成議員の意見でしたけれども、ほかに反対の意見ありますか。

〔「採決」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） これから議案第72号を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第72号は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤 栄君） 座ってください。

以上のとおり、賛成、反対同数であります。

したがって、地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が本案に対して裁決します。

議案第72号については、議長は可決と裁決します。

◎答弁の保留分について

○議長（戸澤 栄君） 議案第66号、赤垣議員の質疑に対し、回答漏れがあります。

介護・福祉課長より。

○介護・福祉課長（飯田貴子君） 先ほど赤垣議員からご質問のありました介護給付費準備基金の残額につきまして申し上げます。

今回12月の補正後は、1億428万8,000円となります。

以上です。

◎閉会の宣告

○議長（戸澤 栄君） 以上で本定例会に付議した議案等の審議が全部終了いたしました。

これにて令和4年第6回町議会定例会を閉会いたします。

（午後 零時12分）